

外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答

:「支払又は支払の受領に関する報告書」関係

2026 年 9 月
日本銀行国際局

目次

報告書の種類と解説

1. 支払又は支払の受領に関する報告書には「銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領」に関するものと、「銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領」に関するものの 2 種類があります。この違いを教えてください。
2. 支払又は支払の受領の実行件数が多い場合は支払又は支払の受領に関する報告書の「取りまとめ分」が便利と聞きました。この報告書について詳しく教えてください。

報告が必要となる場合とその例外

1. 外為法(第 55 条)で報告を求めている支払又は支払の受領とはどのようなケースですか。
2. 上の回答のうち、報告が免除される支払又は支払の受領のケースを教えてください。
3. 貨物の輸出・輸入は支払又は支払の受領に関する報告書が免除されています。これらの言葉の意味を正確に教えてください。
4. 外国に向けて送金(又は外国から送金を受領)します。取引の相手方が居住者であっても報告が必要ですか。
5. 「資本取引に関する報告」の対象となる取引、あるいは「支払・支払の受領許可」を取得している場合であっても、支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

具体例と報告の要否

1. 支払又は支払の受領の金額が 3 千万円ちょうどです。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。
2. 外国通貨で支払又は支払の受領を行いました。支払又は支払の受領に関する報告書の提出要否の判定ラインとなる 3 千万円相当額、1 億円相当額を算出する際に使用する、換算レートの種類を教えてください。

3. 貨物の輸出代金 5 千万円とそれ以外の取引代金 2 百万円を合せて計 5 千 2 百万円受領しました。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。
4. 貨物の輸出代金 5 千万円とそれ以外の取引代金 4 千万円を合せて計 9 千万円受領しました。支払又は支払の受領に関する報告書にはどの金額を記入するのですか。
5. 1 月の取引代金 1 千 5 百万円と 2 月の取引代金 2 千 5 百万円の計 4 千万円を合せて支払いました。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。
6. 5 月に 1 億円の取引を行いました。代金の支払は 50 回の均等分割(1 回あたり 2 百万円)です。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

特殊な決済方法と報告の要否

1. 非居住者との資金決済は海外預金を利用しています。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。
2. 債権債務を相殺します。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。
3. 非居住者に支払う取引代金を他の居住者に支払って決済をしました(あるいは、逆に他の居住者から受取ることによって決済をしました)。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。
4. 海外にある企業A社に取引代金を支払うにあたり、外国銀行の東京支店にあるA社の円預金口座に振込みました。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。
5. 外国の不動産を購入するため、本邦にある銀行から現地の弁護士(非居住者)または自己名義の海外預金口座に一旦送金し、その後、10 日以内に売主である非居住者へ支払います。この場合の支払又は支払の受領に関する報告書はどの段階で提出すれば良いのですか。

報告手続きと記載方法

1. 支払又は支払の受領に関する報告書の提出部数、提出先、提出期限を教えてください。
2. 日本銀行に直接提出する「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第 1 及び第 2)は、郵送でも構いませんか。
3. 支払又は支払の受領に関する報告書の作成・提出義務は誰にありますか。
4. 支払又は支払の受領に関する報告書は事業セクション毎に作成・提出しても構いませんか。
5. 支払又は支払の受領に関する報告書の作成・提出は代理人でも構いませんか。
6. 支払又は支払の受領に関する報告書の「取りまとめ分」を作成します。外国通貨による支払又は支払の受領は円貨に換算します。使用する換算レートの種類を教えてください。
7. 1 回の支払又は支払の受領で該当する国際収支項目番号が 2 つ以上に分かれる場合の記入方法を教えてください。また、国際収支項目番号に対応する金額が 3 千万円相当額以下となった分の記入は必要ですか。

8. 国際収支項目の番号が分からない場合や判断に迷う場合は、何を参照すれば良いですか。
9. 誤送金による返金を受けた時の、記入方法を教えてください。
10. 価格調整による返金を受けた時の、記入方法を教えてください。
11. 海外の企業と貨物の輸出(輸入)契約を結んでいましたが、実際に輸出(輸入)する前に契約キャンセルとなり、前払金の返金が発生しました。記入方法を教えてください。
12. 提出済みの支払又は支払の受領に関する報告書の記載内容が間違っていることが分かりました。訂正方法を教えてください。

報告書の種類と解説

1. 支払又は支払の受領に関する報告書には「銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領」に関するものと、「銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領」に関するものの2種類があります。この違いを教えてください。

外為法に関する手続き > 2. 報告制度等について > (2)報告制度の概要 > 「2-1-2 支払等に関する報告:銀行等又は資金移動業者を経由する支払等と銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等」をご参照ください。

2. 支払又は支払の受領の実行件数が多い場合は支払又は支払の受領に関する報告書の「取りまとめ分」が便利と聞きました。この報告書について詳しく教えてください。

外為法に関する手続き > 2. 報告制度等について > (2)報告制度の概要 > 「2-4 取りまとめ報告(一括報告)」をご参照ください。

報告が必要となる場合とその例外

1. 外為法(第55条)で報告を求めている支払又は支払の受領とはどのようなケースですか。

- (1) 本邦から外国へ向けての支払又は、外国から本邦へ向けての支払の受領と、
- (2) 本邦又は外国で、居住者が非居住者との間で行った支払又は支払の受領、の2つのケースです。

なお、実際に資金が移動(送金を行う、受領する)する場合のみならず、帳簿上で債権債務の相殺がなされる場合も該当します。

2. 上の回答のうち、報告が免除される支払又は支払の受領のケースを教えてください。

(1)1回あたりの支払又は支払の受領の実行額が3千万円相当額以下の場合は報告不要です。ただし、外国における建設工事に係る資金の受払を海外預金口座(いわゆるプロジェクト口座)で行う場合は月間の支払又は支払の受領の合計額が1億円相当額以下の場合となります。

(2)本邦で通関手続きを行う輸出代金及び輸入代金。

(3)このほか、報告省令第1条第2項に列挙されている支払又は支払の受領。

3. 貨物の輸出・輸入は支払又は支払の受領に関する報告書が免除されています。これらの言葉の意味を正確に教えてください。

貨物とは、「貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産」と定義されています(外為法第6条第1項15号)。

また輸出・輸入とは、通関手続きを経て本邦から外国又は外国から本邦に移動する場合を指します。仲介貿易(三国間貿易)等本邦において通関手続きを経ないものは該当しませんのでご注意ください。

4. 外国に向けて送金(又は外国から送金を受領)します。取引の相手方が居住者であっても報告が必要ですか。

必要です。本邦の国境を越える資金の授受の場合、取引の相手方の居住性は問いません。

5. 「資本取引に関する報告」の対象となる取引、あるいは「支払・支払の受領許可」を取得している場合であっても、支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

必要です。

具体例と報告の要否

1. 支払又は支払の受領の金額が3千万円ちょうどです。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

不要です。

2. 外国通貨で支払又は支払の受領を行いました。支払又は支払の受領に関する報告書の提出要否の判定ラインとなる3千万円相当額、1億円相当額を算出する際に使用する、換算レートの種類を教えてください。

(1) 本邦通貨との売買を伴う場合は、実際に売買をした「実勢外国為替相場」、

(2) 本邦通貨との売買を伴わない場合は、財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場・裁定外国為替相場」、

(3) 建設工事に係る場合は、支払又は支払の受領を実行した日の「実勢外国為替相場」となります。

3. 貨物の輸出代金5千万円とそれ以外の取引代金2百万円を合せて計5千2百万円受領しました。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

不要です。提出の要否について判定する場合は、輸出入代金(本邦の通関手続きを伴う貨物に限る)は除外してください。このケースで輸出代金を除いた受領金額は2百万円であり、支払又は支払の受領に関する報告書の提出義務が発生する額を下回ります。

4. 貨物の輸出代金5千万円とそれ以外の取引代金4千万円を合せて計9千万円受領しました。支払又は支払の受領に関する報告書にはどの金額を記入するのですか。

4千万円のみを記入してください。輸出入代金(本邦の通関手続きを伴う貨物に限る)は報告対象外のため記入する必要はありません。

5. 1月の取引代金1千5百万円と2月の取引代金2千5百万円の計4千万円を合せて支払いました。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

4千万円分の支払又は支払の受領に関する報告書を提出してください。報告の要否は取引単位(1千5百万円と2千5百万円)でなく支払又は支払の受領(決済)の単位(4千万円)で決まります。また、報告の義務が発生するのは取引でなく決済の時点です。

6. 5月に1億円の取引を行いました。代金の支払は50回の均等分割(1回あたり2百万円)です。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

不要です。報告の要否は取引単位(1億円)でなく支払又は支払の受領(決済)の単位(2百万円)で決まります。

特殊な決済方法と報告の要否

1. 非居住者との資金決済は海外預金を利用しています。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

必要です。外国で実行された支払又は支払の受領でも、居住者と非居住者との間のものならば報告対象となります。支払又は支払の受領に関する報告書の種類は、支払又は支払の受領の方法が本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替取引を利用していないため「銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領」(別紙様式第 1 又は第 2)となります。

2. 債権債務を相殺します。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

必要です。資金フローが発生しない場合でも、居住者と非居住者との間の支払又は支払の受領ならば報告対象となります。報告が必要となる支払又は支払の受領に関する報告書の種類は、「銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領」(別紙様式第 1 又は第 2)のほか、相殺尻の決済で資金フローが発生する場合には「銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領」(別紙様式第 3 又は第 4)も必要です。

3. 非居住者に支払う取引代金を他の居住者に支払って決済をしました(あるいは、逆に他の居住者から受取ることによって決済をしました)。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

必要です。居住者間の資金の授受であっても、当該資金が非居住者との取引等の決済資金ならば報告対象となります。支払又は支払の受領に関する報告書の種類は「銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領」(別紙様式第 1 又は第 2)です。同報告書の取引の相手方欄には実際に取引を行った非居住者の氏名(名称)、また国際収支項目番号は非居住者との取引内容に従って記入します。

4. 海外にある企業A社に取引代金を支払うにあたり、外国銀行の東京支店にあるA社の円預金口座に振込みました。支払又は支払の受領に関する報告書は必要ですか。

必要です。本邦内で実行された支払又は支払の受領でも、居住者と非居住者との間のものならば報告対象となります。支払又は支払の受領に関する報告書の種類は、支払の方法が本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替取引であるため「銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領」(別紙様式第 3 又は第 4)となります。

5. 外国の不動産を購入するため、本邦にある銀行から現地の弁護士(非居住者)または自己名義の海外預金口座に一旦送金し、その後、10 日以内に売主である非居住者

へ支払います。この場合の支払又は支払の受領に関する報告書はどの段階で提出すれば良いですか。

支払又は支払の受領の報告は、本邦にある銀行から送金する際に提出することになります。この場合の国際収支項目番号は 874(外国にある不動産の取得又は処分代金)になります。なお、現地の弁護士(非居住者)または海外預金口座から売主への支払時には、支払又は支払の受領に関する報告書は不要です。この場合の非居住者との間の支払又は支払の受領を整理すると次のとおりになります。

(1) 売主へ支払うため、本邦にある銀行を経由して、一旦弁護士へ預ける(非居住者との間の支払: 銀行等又は資金移動業者を経由する支払)

(2) 預けて 10 日以内に、売主へ支払うため、弁護士への預け金を受取る(非居住者との間の受領: 銀行等又は資金移動業者を経由しない受領)

(3) 売主へ支払(非居住者との間の支払: 銀行等又は資金移動業者を経由しない支払)

このように、売主(非居住者)へ支払う過程で他の非居住者へ一時的(10 日以内に限る)に預ける場合には、上記(2)の銀行等又は資金移動業者を経由しない受領と(3)の銀行等又は資金移動業者を経由しない支払については報告不要とされています。

(2)については、報告省令 1 条 2 項 1 号イ、(3)については、報告省令 1 条 2 項 1 号ロ、により報告が免除されています。

報告手続きと記載方法

1. 支払又は支払の受領に関する報告書の提出部数、提出先、提出期限を教えてください。

提出部数は 1 通です。ただし、提出先と提出期限は支払又は支払の受領に関する報告書の種類により異なりますので、記入の手引の「報告書の提出先と照会先」や「報告書の提出期限」を報告書毎にご参照ください。

2. 日本銀行に直接提出する「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第 1 及び第 2)は、郵送でも構いませんか。

結構です。宛先は「〒103-8660 日本郵便株式会社にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ」です。

3. 支払又は支払の受領に関する報告書の作成・提出義務は誰にありますか。

支払又は支払の受領をした居住者（銀行等又は資金移動業者経由の支払又は支払の受領の場合は顧客）です。なお、非居住者は報告義務が免除されています（非居住者が本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じて送金又は送金の受領をする場合も不要です）。

4. 支払又は支払の受領に関する報告書は事業セクション毎に作成・提出しても構いませんか。

結構です。

5. 支払又は支払の受領に関する報告書の作成・提出は代理人でも構いませんか。

結構です。外為法に関する手続き > 2. 報告制度等について > (2) 報告制度の概要 > 「2-3 代理人による報告書の提出」をご参照ください。

6. 支払又は支払の受領に関する報告書の「取りまとめ分」を作成します。外国通貨による支払又は支払の受領は円貨に換算します。使用する換算レートの種類を教えてください。

報告書に記載するために使用する換算レートは、提出の要否を判定する場合と違って制約はありません。報告者が便利と判断する方法で換算していただいて結構です。その際の換算方法は、報告書上部の「3. 外国通貨の本邦通貨への換算方法」の選択肢から選択してください。

なお、記入に際しての換算の結果が 3 千万円相当額以下となったとしても、提出の要否を判定するための換算において 3 千万円相当額を超える場合は記入・報告対象となりますのでご注意ください。

7. 1 回の支払又は支払の受領で該当する国際収支項目番号が 2 つ以上に分かれる場合の記入方法を教えてください。また、国際収支項目番号に対応する金額が 3 千万円相当額以下となった分の記入は必要ですか。

例えば、貸付金を回収する際に元本及び利息を受取ったとします。この場合、「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」のうち別紙様式第 3 を使用するときは、「金額」欄には元利金の合計額を記入し、国際収支項目番号欄には元本、利息各々の該当番号を記入したうえ、この番号に対応する元利金の金額をカッコ書きします。このように 1 つの支払又は支払の受領に複数の該当する国際収支項目番号がある場合は、例え

当該番号に該当する金額が 3 千万円相当額以下となっても記入が必要となりますのでご注意ください。

8. 国際収支項目の番号が分からない場合や判断に迷う場合は、何を参照すれば良いですか。

取引内容を把握したうえで、まずは外為法に関する手続き > 3.様式および記入の手引等 > ※国際収支項目番号をご参照ください。

それでも不明な場合は外為法に関する手続き > 7.照会先一覧 > 照会先一覧 > 1.報告書(取引実行後提出)に関する照会先 > (1)支払又は支払の受領に関する報告書、国際収支項目番号の照会をご参照ください。

9. 誤送金による返金を受けた時の、記入方法を教えてください。

当初送金時の区分の国際収支項目番号で受領として報告してください。ただし、輸出入に関する誤送金の返金については、国際収支項目番号を 1100 とし、「輸出(又は輸入)にかかる誤送金の返金」と補記して報告してください。

10. 価格調整による返金を受けた時の、記入方法を教えてください。

当初送金時の区分の国際収支項目番号で受領として報告してください。過払による返戻金や調整金として追払いする場合についても同じ項目番号を使用する点では同様です。ただし、輸出入に関連する価格調整金は 074 又は 075、仲介貿易及び現地転売に関連する価格調整金は 076 で報告してください。

11. 海外の企業と貨物の輸出(輸入)契約を結んでいましたが、実際に輸出(輸入)する前に契約キャンセルとなり、前払金の返金が発生しました。記入方法を教えてください。

国際収支項目番号を 1100 とし、「輸出(又は輸入)キャンセルに伴う返金」と内容を補記して報告してください。1100 はその他という内容の番号ですので、()書きで取引内容の補記がない場合は、取引内容を確認させていただくことになります。

12. 提出済みの支払又は支払の受領に関する報告書の記載内容が間違っていることが分かりました。訂正方法を教えてください。

「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第 3)の場合は、既に提出した報告書記入事項を全部朱書きした報告書を作成するとともに、新たに正しい報告書を作成し、2 枚をセットで提出します。その際、朱書き分には、余白に訂正理由も簡潔に付記します。

「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第 1 又は第 2) 及び「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第 4) の場合は、報告書の種類により異なりますので、記入の手引の「報告書提出後の訂正方法」を報告書毎にご参照ください。